平成２８年（再イ）第１０３号
名古屋市瑞穂区井戸田町２丁目34番地
再生債務者　置田　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１３０号
札幌市清田区里塚４条３丁目10番３号
再生債務者　佐藤　親始
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１５８号
札幌市北区拓北３条２丁目３番26号
再生債務者　佐藤　浩計
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１５９号
北海道石狩市樽川９条２丁目72番地
再生債務者　出崎　剛行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１９号
栃木県下野市緑１丁目11番地３
再生債務者　酒徳　匡晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再イ）第２２号
栃木県宇都宮市瑞穂１丁目14番地２
再生債務者　箱守　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再イ）第６号
長野県伊那市美篶7936番地７プレリ106号室
再生債務者　野澤　晃弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日　長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（再イ）第９号
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目14番22―501号　マリナステージ佐鳴台
再生債務者　内山　敬三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２８年（再イ）第５号
愛知県江南市小折本町白山146番地14
再生債務者　甲斐　勝美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（再イ）第１７号
三重県鈴鹿市岡田２丁目13番10号　レインボー平田102号
再生債務者　髙野　直哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日　津地方裁判所再生係

平成２８年（再イ）第３号
三重県熊野市二木島町559番地３
再生債務者　内田　伶奈
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日　津地方裁判所熊野支部

平成２８年（再イ）第３号
京都府福知山市駒場新町１丁目46番地
再生債務者　村尾　知則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
京都地方裁判所福知山支部個人再生係

平成２８年（再イ）第５０号
兵庫県西宮市江上町２番18―202号
再生債務者　武内　秀晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２８年（再イ）第７号
山口県宇部市昭和町２丁目12番10号
再生債務者　杉野　吉壽
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日　山口地方裁判所宇部支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第17号

研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第112条第１項の規定による清算金の供託に関する通知については、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 28 年 11 月 18 日

研究学園都市計画事業
萱丸一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　茂木　貴志

記

1　権利者氏名　梅澤　貞吉
権利者住所　茨城県常総市水海道278番地内２号
従前の土地
所在　茨城県つくば市片田字新地249番地２
換　　地
所在　茨城県つくば市みどりの南90番地１
交付清算金　112円
2　権利者氏名　櫻井　膳造
権利者住所　茨城県つくば市谷田部206番地
従前の土地
所在　茨城県つくば市片田字新地352番地３
換　　地
所在　茨城県つくば市みどりの南53番地８
交付清算金　1,813円

供託不要手続き

施行者は、清算金を交付する場合において、土地に抵当権等があるときは清算金を供託しなければならないが、抵当権等を有する債権者から供託しなくてもよい旨の申し出があった場合はこの限りでない。

ついては、供託不要とする場合は平成28年12月12日までに申し出願います。

【申出先】
〒163―1321
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売ＣＳチーム　担当：山路
ＴＥＬ03―3347―0932
ＦＡＸ03―3347―0485

以　上